

令和8年度
社会福祉法人大磯町社会福祉協議会
事業計画書

社会福祉法人大磯町社会福祉協議会

現状と課題

- 1 近年、地域福祉の活動の担い手（地域福祉推進委員・ボランティア）が不足し、活動の継続が困難となり、地域福祉活動を終了する団体が増加しています。ライフスタイルの変化のなか、地域福祉活動に参加できない方が増加していますが、地域福祉を推進するため、新たな担い手を発掘することが必要となります。
- 2 令和7年度末に経営状況が悪化していた居宅介護支援事業を終了し、介護保険事業は通所介護事業の一つとなりました。近年、通所介護事業の利用者が減少し、事業の運営に支障がでています。サービスの情報などを町内外の居宅介護支援事業所、町民及び関係団体に発信し、利用者を増員するための取組が必要となります。
- 3 地域福祉を推進する上に、職員が不足しているため、町派遣職員の継続を含め、職員体制を確保することが必要となります。
- 4 主な収入となる受託金、会費及び共同募金は年々減少しており、また福祉基金は近年、取崩しを行った結果、残高が少額になり、事業運営を図る上で、財源を確保するための方法が必要となります。

重点的な取組

- 1 地域活動を活性化するために、地域福祉推進委員会と連携を密にしていきます。職員が地域活動に参加し、地域の課題の解決に向けて協議していきます。
- 2 通所介護事業は、利用者の増員を図るため、町民の方にサービス内容を見学していただくよう周知します。サービス内容は、新たに園児との交流や書道、麻雀など利用者が楽しく過ごすことのできるメニューを展開します。
- 3 財源を確保するために、町や県の受託事業に注視して、事業拡大が図れるよう検討をします。
- 4 災害ボランティアセンターは、町地域防災計画上に社協が運営することになっていきます。令和6年度に県内で発生した大雨での被害により、近隣で災害ボランティアセンターが開所したことを踏まえ、平時からボランティアセンターの準備を災害救援ボランティアの会と研修会の開催や訓練を行います。
- 5 令和9年度に策定する次期地域福祉活動計画は、行政の策定する地域福祉計画との一体的な計画策定に向けての準備期間（調査、スケジュール、素案等）とします。
- 6 地域センター事業は、令和5年から地域福祉の「場」や「つながり」を実施する活用事業者（一般社団法人やっほー）を選定して事業を推進してきましたが、本会の現状及び財政状況を考え、今後の地域センターのあり方について、検討していきます。

拠点区分:社会福祉事業

1 法人運営事業

役員会事業 事務局運営事業	○理事会、評議員会等の開催 ○リスク管理やコンプライアンスに関する管理体制の整備 ○人事・労務管理、人材の育成 ○社会福祉協議会会員の加入促進 ○火災や自然災害に罹災した世帯にお見舞金の配布
------------------	---

2 企画広報事業

広報紙発行事業	○広報紙「しゃきょうおおいそ」発行、ホームページ、Instagram等を通じた情報発信
社会福祉大会事業	○民間の福祉活動や地域福祉の推進を図るため、社会福祉大会を開催 ○町内の福祉活動に貢献した功労者等を表彰 ○小学生及び中学生を対象に福祉作文コンクールを実施、福祉意識の啓発に努める
地域福祉活動計画事業	○地域福祉活動計画上での取組を実施及び進行管理を行う

3 地域福祉推進事業

生活相談事業	○精神的な不安を解消するために介護者同士の交流、情報交換を行う介護者の集いを開催
地域福祉推進委員会事業	○各地区の地域福祉推進委員会と情報交換をするため、定期的に意見交換を行う (活動費として社会福祉協議会会費の4割を還元)
助成事業	○福祉関係団体の活動費として助成金を交付 ○地域福祉活動を行っている団体へ助成金を交付
生活支援体制整備事業 (大磯町からの受託事業)	○高齢者の生活を支援し、生きがいとなる活動拠点の掘り起こし等を行う
地域センター事業	○「場」や「つながり」の児童福祉事業を実施する「一般社団法人やっほー」との共同事業

4 福祉サービス利用支援事業

日常生活自立支援事業 〔神奈川県社会福祉協議会 からの受託事業〕	○軽度認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、一人で福祉サービスの利用手続き、預金の出し入れ、生活に必要な利用料などの支払い手続き、年金や預金通帳のなど大切な書類の管理などに不安のある方が地域で安心して生活できるよう支援 (福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等預りサービス)
--	---

5 共同募金事業

年末たすけあい援護事業	○年末たすけあい運動を通じて、「つながり、ささえあう、みんなの地域づくり」を推進 ○大磯町教育委員会が定める就学援助制度を利用している方(生活保護の方は対象外)や町内で小地域福祉活動を行う団体に配分
-------------	--

6 ボランティアセンター事業

ボランティア育成事業	○ボランティア活動を支援及び活動への参加を促す ○学校の総合学習等との連携による福祉教育を実施 ○社協に登録しているボランティア団体へ助成金を交付 ○夏季期間に手話教室、車いすバスケットボール教室、盲導犬体験教室を開催
------------	--

7 資金貸付事業

生活福祉資金貸付事業 〔神奈川県社会福祉協議会 からの受託事業〕	○低所得世帯(障がい者世帯、高齢者のいる世帯など)に対し、一時的に資金を貸し付け、必要な相談支援を行うことにより、世帯の自立支援を図ることを目的とした貸付を行う
緊急小口貸付事業	○生活費に一時的に苦慮している世帯の生活安定を図るため、民生委員児童委員や保健福祉事務所等と協働して小口貸付を行う

8 基金運営事業

福祉基金運営事業	○民間社会福祉事業の振興と地域福祉活動の増進を図ることを目的とした福祉基金の管理・運営
----------	---

9 法人後見事業

法人後見事業	○社会福祉協議会が法人として成年後見人等となり、家庭裁判所が判断した必要な支援（財産管理や身上監護等）を行う
--------	--

拠点区分:介護保険事業

1 デイサービス事業

通所介護事業 (地域密着型通所介護事業)	○町立福祉センター「さざれ石」において、要支援、要介護の認定等を受けた高齢者に、自宅での生活が継続することができるよう、個々の能力に応じた機能訓練（器具等を使用）等の介護サービスや入浴サービス等を提供
-------------------------	--

拠点区分:福祉センター指定管理事業

1 福祉センター指定管理事業

福祉センター管理運営事業 (大磯町からの受託事業)	○町民が利用しやすい環境づくり、安全に配慮した利用者のための施設として、管理運営を行う (指定期間は令和8年度から令和12年度まで)
------------------------------	---